

報道機関各位

市民対話課まちづくり係

タイトル 赤穂市消費者協会設立50周年記念「消費者のつどい」の開催について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市消費者協会設立50周年記念『消費者のつどい』消費者啓発講演会（入場無料）
日時	令和2年9月2日（水）午後1時～午後3時30分
場所・住所	赤穂市文化会館 小ホール 赤穂市中広864番地
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>今年、消費者協会は設立50周年を迎えることとなりました。これからも消費者が主役となって選択、行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図るため、「自ら考え行動する」自立した消費者を目指して活動してまいります。</p> <p>「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう～」をテーマに消費者協会との共催により「消費者のつどい」（消費者啓発講演会）を開催します。</p> <p>消費者協会設立50周年記念講演としまして、講師はラジオ・パーソナリティの谷 五郎 氏をお招きし、「僕の“もったいない”人生」というお題で講演していただきます。どなたでも無料で参加できます。ぜひご来場ください。</p> <p>*事前申込をお願いします。</p> <p>*定員178名（定員になり次第締切）</p> <p>*当日は検温、マスク着用のうえお越し下さい。</p> <p>*体調の悪い方、発熱のある方はご遠慮ください。</p>
問い合わせ先	部課係名： 市民部市民対話課まちづくり係 担当者名： 堀 電 話：0791-43-6818（内線 2171） F A X：0791-43-6810

添付資料（有・無）

○ホームページへの掲載（有・無）

赤穂市消費者協会設立50周年記念

# 「消費者のつどい」

「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう!～」



◇日時◇ 令和2年 **9月2日** (水)

**13:00～**

◇場所◇ 赤穂市文化会館 / 小ホール  
(ハーモニーホール)

主催 赤穂市消費者協会・赤穂市

# 次 第

## ◇オープニング◇

1. 兵庫県指定無形文化財 赤穂宝専寺 恵比寿大黒舞
2. AKO ハニーハーモニーによるハーモニカ演奏

## ◇会長あいさつ◇

## ◇来賓あいさつ◇

## ◇来賓のご紹介◇

## ◇講演会◇ 14:00～15:30

### 50周年記念講演会

テーマ「僕の“もったいない”人生」

講 師：ラジオ・パーソナリティー

たに ころう  
谷 五郎 氏



# 谷 五郎 氏

## 【プロフィール】

- |       |  |
|-------|--|
| 1953年 | 昭和28年5月13日、兵庫県に生まれる  |
| 1972年 | 加古川東高校から神戸大学農学部に入學   |
| 1976年 | 高砂市農協(現JA兵庫南)に就職<br>自身のバンド「ゴローショー」結成(2008年まで32年間活動)  |
| 1991年 | 4月、ラジオ・パーソナリティーにデビュー。ラジオ関西の番組を担当   |
| 1995年 | 阪神淡路大震災時、地震発生直後からラジオ関西でしゃべり続ける   |
| 1997年 | 岡山山陽放送ラジオで「谷五郎の旅はつづくよ・・・」がスタート<br>(2006年まで9年間担当)   |
| 2003年 | ラジオ関西と山陽放送ラジオで担当の番組が、近畿地区、中四国地区の<br>番組コンクールでそれぞれ最優秀賞を受賞                                    |
| 2006年 | 「のじぎく兵庫国体」の開会式で総合司会を担当   |
| 2008年 | ラジオ関西「谷五郎のこころにきくラジオ」が民放連ラジオ部門・近畿地区の<br>「生ワイド番組」部門で最優秀賞を受賞                                  |
| 2013年 | 兵庫県宍粟市山崎町で民間の空家を借りた「西播磨暮らし」始める<br>その山崎町で統合になる「山崎西小学校」の新校歌の作詞を担当                            |
| 2016年 | 1月、「ゴローショー-R40」としてバンド活動再開  |
| 2019年 | 4月現在の担当番組は「谷五郎の笑って暮らそう」「谷五郎のこんにちわ・<br>ふぁーみん」(ラジオ関西)、「谷五郎のはりまーるラジオ」(FMミッキー、バンバ<br>ンラジオ共同制作) |

現在、ラジオ・パーソナリティーを中心に、講演会、各種フォーラム等で活躍中。



消費者            行政            事業者  
(ふくタン)      (はばタン)    (こうタン)  
ひょうごの消費生活政シンボルマーク  
消費者教育推進大使

\*\*\*\*\*被害にあわないための5カ条\*\*\*\*\*

- ① いらぬものは「いらぬ！」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等）を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談窓口へ

◆悪質商法などに関するご相談は◆

- ・ 赤穂市消費生活センター    ☎0791-43-7067
- ・ 兵庫県立消費生活総合センター    ☎078-303-0999
- ・ 消費者ホットライン    ☎（局番なし）188